

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年9月19日（第13日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和5年平泉町議会定例会9月会議13日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、町長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

町 長（青木幸保君）

それでは、議長より許可をいただきましたので、ここで発言させていただきます。

令和4年度主要施策成果報告書の訂正についてでございます。

主要施策成果報告書に訂正がございましたので、おわびを申し上げまして、訂正させていただきます。

令和4年度主要施策成果報告書の8ページ、（3）の経常一般財源比率の表中の数値の訂正についてでございます。

経常一般財源比率は、地方財政状況調査、いわゆる決算統計の各数値から算定し作成しておりますが、9月12日に、県を通じて総務省から一部数値の取扱いについて訂正の指示があり、13日に、総務省の確認を経て数値が確定したことによる訂正でございます。決算審査終了後ということで、誤った数値で皆さんにはお示しし、議論いただいたところであります。そういった部分では、大変申し訳なく思っております。

今後は、さらに財政チェックをしっかりと取り組みながら精査し、そして進めてまいりますので、今後とも、なお一層のお力添えを賜りたいというふうに思います。大変申し訳ございませんでした。

詳細については総務課長より説明をさせます。

議 長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まずもって、今回、決算審査が終わってからの訂正が生じたこと、かつ2回目の訂正となりましたこと、重ね重ねおわびを申し上げます。

お手元に正誤表を配付させていただいておりますので、まずは訂正の内容につきましてご説明を申し上げます。

令和4年度主要施策成果報告書の8ページ、（3）経常一般財源比率の表中の数値の訂正についてでございます。

訂正箇所につきましては、経常一般財源の区分、その他の23万7,000円につきまして、経常一

般財源ではなく、臨時財源として整理すべきものとの国の訂正の指示がございまして、表中、その他の23万7,000円がゼロとなりますので、その他の1行を削除させていただきます。

これに伴いまして、合計A欄の令和4年度の数値を30億8,310万4,000円から30億8,286万7,000円に訂正させていただきます。また、増減の数値につきましても、マイナス8,114万4,000円からマイナス8,138万1,000円に訂正させていただくものでございます。

なお、経常一般財源比率、B分のAという数値でございすけれども、こちらにつきましては、現在、小数点第1位までの算出表記としております。実際は、100.327%でございましたけれども、訂正によりまして100.319%となります。今、申し上げたとおり小数点第1位まででございすので、100.3%となりまして、こちらは変わりはございませんでした。

今回は、国からの指摘とはいえ、決算審査終了後の附属資料の訂正が生じてしまいましたことを改めて重大なことであったというふうに認識してございます。こちらは、先ほど町長が申し上げました地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値が基となって算出した表でございまして、その他の関連につきましても、この調査というのが今後、厳格に進めたいというふうに考えております。内容は、目的別、性質別の分類といったような細かな作業がございまして、こちらにつきましても、逐一、不明な点は県等に確認しながら適切に対応してまいりたいというふうに思いますし、よりチェック体制を厳格化して再発防止に努めてまいりたいと思います。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

議長（高橋拓生君）

諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までの令和4年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

この認定案件7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

5 番、決算審査特別委員長、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

令和 5 年 9 月 19 日

平泉町議会議長 高橋拓生様

決算審査特別委員会委員長、阿部圭二。

審査意見報告書。

認定第 1 号、令和 4 年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号、令和 4 年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号、令和 4 年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号、令和 4 年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号、令和 4 年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 6 号、令和 4 年度平泉町下水道事業会計決算の認定について、認定第 7 号、令和 4 年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和 4 年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

審査意見。

1、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成及びその執行に反映されたい。

2、基幹産業である農業に対し、農業従事者の意向を反映した投資効果のある施策を実施されたい。

3、異常気象や地震などの災害に対し、町民の安全・安心が担保されるよう、実効性の高い施策を講じられたい。

4、子育て支援にあっては、定住化対策も含め、若い家族が子育てしやすい環境整備に努められたい。

5、委託事業、補助事業及び交付金事業については、その成果の検証、報告を積極的に行い、効果的に取り組まれたい。

以上となります。

議長（高橋拓生君）

これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております 7 件の認定案件は、決算審査特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

認定第 1 号、令和 4 年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論

はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

3番、猪岡であります。

私は、令和4年度一般会計決算に対して反対をいたします。

町の基本的な人件費支出に大きな疑義があります。町は、人事委員会がないので、労使協議の場を経て例年決まる、そうなっております。しかし、労使協議の場において守るべき義務、前提があります。それは、町の労使の紛議、争いから町民を守る、町民の福祉を守る、町民への役務、義務を止めずに協議する。奉仕すべき平泉町民と議会への説明責任をないがしろにし、財政逼迫対策に縮減、抑制してくれという国の要請や法を無視し、この10年にわたり高齢層職員及び55歳を超える職員の横並びの定期昇給、つまり、縮減、抑制せずに給料を上げてきた。なかんずく、国の55歳を超える職員の標準成績者の昇給は停止に対して、当町は横並び、2号棒、60歳までの昇給、そこに適切な能力の評価があったのでしょうか。

国は、人件費で縮減、抑制した財源を評価し、再配分をと言っております。縮減、抑制の実施を評価され、いわゆる再配分時の罰則であります。100分の1からの再配分割合ではありますが、町の財政規模に比して幾らになるのでしょうか。それが、縮減、抑制することへの国の説明から10年に及ぶのです。その評価へのほか分野相乗り評価もあるかもしれない。この縮減、抑制問題を町民に説明し、かつ協議の場に提起され協議されたのか。

高齢層の縮減、抑制をせずに、国の要請を無視し定期昇給を続けた結果、町のかつつの財政運営と異なり、県でも平均給料が高いほうに居続ける。国の要請の縮減、抑制に取り組み、年齢構成の評価だけでなく、給料の総平均が自動的に下がるはずである。退職金は、給料平均が高だけ高くなる。今の現役職員が、退職者を担ぐ年金も高くなる。説明責任無視は、全町民への背信行為である。後輩町職員への背信行為である。そして、地方公務員等共済組合全加入者への背信行為である。このような説明責任を果たさない労使協議の場に正義があるのか。定期昇給、退職金、年金、縮減抑制し、浮いた分の差額、人件費の差額総額の試算を知りたい。

町職員の給料への関心を持つ町民の皆さんは、福祉に回すべきだと。その総額を知りたい。国は駄目と言っているが、当町はこうだからと説明してきたのか。その説明は了解されたのか。説明なしに決裁し給料を上げ続けた10年について、私は説明を受けたい。4年間の気づきの遅れを総括し、令和4年度決算に反対します。差額への責任はどこにあるのか。

以上です。ご一考をいただきたい。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

令和4年度一般会計決算の認定に賛成の立場から発言をさせていただきます。

令和3年度からの第6次総合計画、2年目となる令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響はまだ続いておりましたが、当町は、国の感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者の事業の継続を支援しました。また、子育て世帯に対する給付金の支給などで、経済的な支援を図りました。

大きな課題である人口減少対策に対しましては、若者の定住化と雇用の確保につながる次世代技術者養成事業により、将来の平泉での起業や関係人口の増加にもつながる効果が期待されています。将来を見据えた人材への投資は、必ず町の活力の増加につながるはずです。

一方、計画に沿ったスマートインター建設や学習交流施設の整備による多額の投資事業が現在、一段落したところですが、今後の起債償還や一般廃棄物処理施設や最終処分場建設などの多額の今後の負担が危惧されているところです。また、扶助費、人件費、公債費などの経常経費の増加などから、経常収支比率が高くなっており、財政状況が硬直化していることも事実であります。

このような様々な課題に対しては、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、一層の経費節減や合理化に努め、事業の選択を図りながら、今後とも財政計画に基づいた健全な財政運営に取り組むことを期待いたしまして、私は令和4年度一般会計決算の認定に賛成いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋です。

決算審査特別委員長の報告に賛成する立場で令和4年度一般決算の賛成討論をさせていただきます。

その前に、先ほどの反対討論の中で、議会として、あるいは議員として事実誤認をされている趣がございますので、私は、これまでの当初予算案、さらには補正予算案を議決をした立場から、その部分について反論を試みたいというふうに思います。

まず1つは、今申し上げましたように、令和4年度当初予算については、昨年3月、本会議場において予算審査特別委員会を設置をし、それぞれ一般会計、特別会計を含めて慎重審議をした上で、付帯意見を付して議会として認定をしたものでございます。その後の反対討論でございました職員の給与をめぐっては、補正予算の上程も含めてそれぞれ審議をし、議決をしたものであります。もちろん反対討論の議員が述べるように、幾つかの配慮すべき点があることも否定はできません。しかし、賃金は労働の対価であり、その労働の対価は正しく評価をされてしかるべきであります。

加えて、反対討論の中では、厳正厳格に適切な能力評価があったのかというふうに述べられておりますが、本町においては、平成28年度から新たな勤務制度、評価制度を導入をし、それぞれ管理者が課長、あるいは課長以上については副町長が厳正厳格に能力評価と実績評価を行

い、それが数値を入力することによって適正に判断評価ランクが示されるというシステムの下で運営をされている、そういう点からいえば、私は、反対討論で述べられたような不適切な能力評価があたかもあったかのように聞こえる事実はないと、このように自信を持って述べたいというふうに思いますし、なおかつ町民や議会に対する説明責任が果たして果たされたのかというご意見もありました。議会に事件として提案されていること自体が、説明責任をしっかりと果たしている証左でありますし、我々議員一人一人が町民から選任された議員として議決をする上で、そこには責任を持って対処しなければならないと、このように考えております。

蛇足であります。労使の協議協定というのは、法を犯すような内容であっても協定自体は有効であるという最高裁判例もあるわけでございます。しかし、だからといって、全てが許されるというふうに述べるつもりはありません。ただ、反対討論者が述べられるような、そのような労使関係に、本町の労使関係はなっていないというふうに私は確信を持って言うものであります。

最後に申し上げます。

様々な意見、希望、住民の要望、それらをしっかりと議員として受け止め、行政運営に反映させるのは議員としての使命であります。だからこそ、今の限られた自治法の中では、決算審査意見の第1項目にありますように、審査の過程で指摘のあった事項、意見については真摯に受け止め、次年度以降の予算編成、行政執行に反映されたいという意見をつけて、議会としての任務を果たしたものだというふうに考えています。よって、本令和4年度決算一般会計については、賛成をすべきものとして同僚議員の皆さんのご賛同を訴え、討論といたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算についてを討論を行います。討論はありませんか。

まずは、原案に反対の発言を許します。

3番、猪岡須夫議員。

3番(猪岡須夫君)

3番、猪岡であります。

平泉町健康福祉交流館特別会計、令和4年歳入歳出決算について反対をいたします。

いつまで一般会計からの繰入れを続けるのか。保育料をただにして。子どもの公園が欲しい。給食費をただにして。スクールバスが欲しい。コミュニティバスは黒字にならない。誰も最初から分かっている。でも、夕方の便が欲しい。作業の後、温泉で手足を伸ばしたい。増便してほしい。道路は凸凹、大雨で道路に敷いた砂利が落ちてきて、悲惨な目に遭った。家計の赤字が続く。みんなで稼いだ貯金は減る一方、この先、どうなんだべ。温泉の明かり間引いて、電気代減らした。汗拭きタオル、いいのあったから、紙タオルにした。聞いていると単位が違う。便利で安いから、町外から平泉町の福祉を求めに来る。私は使わない。

総括質問で求めたのが、どうすれば楽しめるのか、許されるのか、課題の赤字を減らせるのか、一考をと求めた。比較しろと求めた。誰がどう言ったって、納めているのに赤字だ。俺たち使いもしねえのに、金、出している。福祉目的と言いながら、体が不自由な町民には優しく

ない。設備は老朽化して、思ったように動かず、不自由になり、修繕は増える。この会計に投入する資金を福祉の諸課題に投入すべきであると述べてきました。今は、エピカにも自動的に出る。30年のローンだ。一体、この町はどうなるのでしょうか。

以上であります。同僚議員の皆さんの一考をお願いしたい。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

升沢です。

令和4年度健康福祉交流館特別会計決算の認定に賛成の立場から討論いたします。

健康福祉交流館につきましては、町民温泉として平成13年に建設され、町民の憩いの場として、高齢者にとっては健康増進の施設として親しまれてまいりました。平成20年からの一般会計からの繰入れは、平成23年度以降、平均2,000万円前後で推移してきましたが、近年は増加が続いております。

さきにも述べましたように、町民の健康増進、福祉の向上のために、今日まで様々な工夫をしながら維持してきたものです。経営改善プロジェクトチームの設置や利用者アンケートの実施などで改善しようという努力はされているものと考えます。新型コロナウイルス感染症の猛威に、改めて健康と命の大切さを痛感しています。コロナ後を見据えて、町民の健康増進施設として、また介護との連携も視野に、発想の転換を図るべきではないでしょうか。

利用者は売店の設置などにも期待しており、利用者を増やすためのイベントの実施なども期待される所です。利用者の増加につながるような改善策に期待をいたしまして、令和4年度健康福祉交流館決算認定の賛成意見といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和4年度平泉町下水道事業会計決算の認定について討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算に委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和4年度平泉町水道事業会計決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第8、議案第39号、令和4年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

議案書12ページをお開きください。

議案第39号、令和4年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において利益の処分を行う場合は、地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと定められておりますことから、令和4年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めようとするものであります。

令和4年度平泉町水道事業会計決算書の291ページをお開きください。

291ページ下段、令和4年度平泉町水道事業剰余金処分計算書案によりご説明をいたします。

表の右上段、未処分利益剰余金の当年度末残高1,496万5,750円のうち200万円を企業債の償還財源に充てるための減債積立金に、900万円を今後予定している水道施設の更新費用に充てるため、建設改良積立金にそれぞれ積立てし、処分後の残高396万5,750円については次年度に繰越しし、決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第40号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。
本案について担当課長の補足説明をお願いいたします。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それでは、議案書13ページをお開き願います。

議案第40号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

14ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金28万6,000円の減、これは減収補填特例交付金の減額でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税1,667万2,000円、これは普通交付税でございます。

13款使用料及び手数料、2項手数料1,000円。

14款国庫支出金240万5,000円、1項国庫負担金15万円、2項国庫補助金225万5,000円、これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金200万8,000円が含まれております。

15款県支出金73万5,000円の減、1項県負担金7万5,000円、2項県補助金79万5,000円の減、3項委託金1万5,000円の減。

18款繰入金2,202万2,000円の減、1項特別会計繰入金250万円、これは町営駐車場特別会計繰入金でございます。2項基金繰入金2,452万2,000円の減、これには財政調整基金繰入金2,858万4,000円の減額が含まれております。

19款繰越金、1項繰越金1億8,753万1,000円、これは前年度繰越金でございます。

20款諸収入、5項雑入922万7,000円、これには建物災害共済金803万7,000円が含まれております。

21款町債、1項町債1,150万円の減、これには臨時財政対策債1,790万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額1億8,129万3,000円でございます。

次に、15ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費33万4,000円、2項総務費1億559万7,000円、1項総務管理費1億481万4,000円、これには財政調整基金積立金9,482万9,000円、鈴沢スタートアップオフィス整備工事費475万円が含まれております。2項徴税费46万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費6万8,000円、5項統計調査費25万3,000円。

3 款民生費750万3,000円、1 項社会福祉費1,101万3,000円、これには岩手県後期高齢者医療広域連合分担金1,091万3,000円が含まれております。2 項児童福祉費351万円の減、これは臨時的任用職員人件費の幼稚園費との予算組替えによる減額でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費3,218万1,000円、これには保健センター改修工事費1,800万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金710万4,000円が含まれております。

6 款農林水産業費948万4,000円、1 項農業費528万4,000円、これには農業用施設維持工事費、地域課題対応分500万円が含まれております。2 項林業費420万5,000円、これには西行桜の森整備業務委託料400万円が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費253万円。

8 款土木費114万3,000円、1 項土木管理費81万3,000円、2 項道路橋梁費1,000円、これには橋梁長寿命化計画策定更新業務委託料814万6,000円、J R 東日本橋梁点検負担金782万5,000円の減額が含まれております。4 項都市計画費1,000円の減、5 項住宅費33万円。

10 款教育費1,171万6,000円、1 項教育総務費58万7,000円。16ページをお開き願います。2 項小学校費105万9,000円、3 項中学校費9万6,000円、4 項幼稚園費359万1,000円、これには臨時的任用職員人件費の児童福祉費との予算組替えによる351万円が含まれております。5 項社会福祉費657万6,000円、これにはプロジェクター購入費350万円が含まれております。6 項保健体育費19万3,000円の減、これにはスポーツ体験教室指導委託料100万円が含まれております。

11 款災害復旧費1,080万円、1 項土木施設災害復旧費210万円、2 項農林水産施設災害復旧費870万円。

歳出合計補正額 1 億8,129万3,000円でございます。

次に、17ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。

初めに、追加でございます。

起債の目的、公共土木施設災害復旧事業につきましては限度額210万円、農業用施設災害復旧事業につきましては限度額430万円。いずれも起債の方法は、証書借入れまたは証券発行、利率は3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

次に、変更でございます。

起債の目的、臨時財政対策債につきましては、変更前の限度額3,270万円を変更後の限度額1,480万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後に変更はございません。

説明は以上となります。

申し訳ございません。1 か所読み間違えがございましたので、ここで訂正させていただきます。

す。

15ページ、6款農林水産業費につきまして、補正額を948万4,000円と申し上げましたけれども、正しくは948万9,000円でございます。

また、16ページの「社会教育費」と言うべきところを「社会福祉費」と申し上げました。正しくは「5項社会教育費」でございました。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

質疑に入ります前に、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時07分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋議員。

8番（高橋伸二君）

24ページの総務管理費と31ページの土木総務費についてお伺いしますが、24ページの2款1項総務管理費1目一般管理費12節委託料の非常用発電設備更新改修設計業務委託料についてであります。

これにつきましては、決算審査の中でもさわりを議論させていただきました。あの際に、なぜ補正予算で計上しなければならなかったのかと、いわゆる設計業務を委託するに当たって、町が付した条件というものはどういうものがあつたのかということで、お伺いをしました。結果的に、浸水対策の問題などが話し合われましたし、それから稼働時間の問題も報告をされました。ただ、答弁なかったのは、結局、本町の景観条例に定められた条件に具備するようにとこの附帯条件、このことが欠けていたのではないかというのが私の見方でございます。

そこで、改めてお伺いします。

僅か5か月の間に、再び同様の委託料を補正計上すると、その原因はどこにあるのかということをお尋ねいたします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

令和4年度に計画及び設計を行ったものにつき、本年度も設計業務ということですが、これ、もう少し具体的に申し上げますと、令和4年度に行った設計につきましては、先ほどお話のありました重要公共施設デザイン会議のほうに審議するために、概略設計まで行ったということ

でございます。

したがいまして、その意見を踏まえて、景観ですから、いわゆるその景観に配慮したデザイン、意匠等をこれから検討する、さらには構造計算等、詳細設計を今回、設計業務の中で行うというものでございまして、連続して行う業務であるというふうにご理解いただければと思います。説明が不足して、大変申し訳ございません。令和4年度の重要公共デザイン会議が年度末の3月下旬に開かれたものですから、まずはそこで一度、その内容を十分そしゃくしまして、今回、それに対応する形での設計業務を引き続き行うということでございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋議員。

8番（高橋伸二君）

流れからいうとそうなのでしょうけれども、私はもっとストレートに、私たちが理解できるように、しやすいようにというかな、話していただきたいと思うのですよ。少なくとも、デザイン会議向けの概略設計をやったのだということになれば、既に、いわゆる令和5年度の予算を起案する段階で本設計が必要だというのが分かるわけですよ、当然にして。いわゆるデザイン会議が3月に行われたということを利用して理由にしていますけれども、概略設計でデザイン会議向けの資料を作った。しかし、デザイン会議で、いいですよ、オーケーということになれば、本設計にいくわけでしょう。だから、それは既に昨年12月の段階で、令和5年度当初予算に計上しておかしくないはずなのです。ところが、今回補正出したと。決算審査の討議の中では、いわゆるデザイン会議で当初の設計が否決をされたのだと、だから補正なのだ、こういう説明に私は受け止めているのです。

そこで、この議論やっていってもしようがないので、改めて思い起こしていただきたいです、皆さんに。

私は、令和2年の3月会議で、この町の非常用電源設備の問題について一般質問をさせていただきました。その中で、様々な総務省消防庁が出した条件なども示しながら、町の見解を求めたわけですが、そのときの町長の答弁は次のようになっています。「喫緊に対応すべき課題であると認識をしている」と。「非常用電源設備更新の際には、燃料備蓄量の機能強化、浸水対策についても安全面を第一にしながら」、次からが大事なのですが、「財政面も考慮に入れ、最大の費用対効果が得られるようにする」と、このように述べているわけですよ。当初予算に、この275万円の計上があれば、私は何も不思議に思わなかったし、気づきもしなかった。

ところが、令和4年度決算で198万円が計上され、そして補正で今回はまた計上されたということからいうと、どうしても、そのデザイン会議に向けた概略設計なるものを進めるときに、町が示した概略設計の前提条件というものに落ちた点があるというふうに思うのですよ。それは、さっきも言ったように、町の景観条例に合致する条例を具備するようなものを概略設計してほしいよということがなかったと思うのです。ここは、町長ね、2度も潤沢でない我が町の税金を投入するわけですよ。まさに町職員の瑕疵によって税金の無駄遣いになるというふう

に思うのです。令和2年の3月会議で町長述べたように、最大の費用対効果が得られる以前の問題で、やっぱりきちっと町長、我々議会に、あるいは町民に理解をしていただけるような説明をして、議決を求めるべきではないですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

説明が不足して、大変申し訳ありません。令和4年度中にもっと、今回のこの業務につきましては、総括しますとこの取り組みがなかなか進まなかったというような現状がございまして、実際のところ令和4年度の当初の予算が、この設計業務委託料に関しましては843万7,000円を当初予算で議決をいただいております、この概略設計が決算額で出ました198万円、執行残が645万7,000円ほどになってございました。

ですので、従来当初は、令和4年度中に可能であれば、実施設計というところまでこぎ着けたかったというのはそのとおりでございます。経済合理性ということでお話しさせていただきますと、当初に取っていた843万7,000円の範囲内で今回の追加でこの発注することになります実施設計につきましては、この範囲内で対応可能であるというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

話を掘り下げて聞いていくと、なるほど、そういう背景もあるのかということが伺われるわけですが、いずれにしても、やっぱり質疑に対する答弁も、ぜひ私どもが、ストレートにはいわないまでも、しっかりと理解ができるように答弁をいただくことを求めているというふうに思います。

次に、31ページの8款1項1目土木総務費18節の中の街灯組合支援ということで、街路灯LED化工事費補助金が81万3,000円計上されております。この場所といいますか、この組合といいますか、これ駅前のところだというふうに思うのですが、ご案内のように、街灯設置当時と比較をしまして、やっぱり商店そのものが減少していると、あるいは組合員の数も減少していると、こういうふうな現状があるわけでありまして。しかし、一方では、支払うべき電気料というのは値下がりするどころか値上がりをしているという現状の中で、今回町としてもLED化によって電気料の負担を軽減してやると、こういうような取り組みになっているわけですが、歓迎をすべき取り組みだというふうに思います。

ただ、ここで、同じ町内の納税者住民として、やっぱりほかの場所とのというか、隣り合わせた場所との均衡性、整合性というものが問われてくるというふうに思うのです。ご案内のように、毛越寺通りについては、既にこの電灯料について町が負担をするという形になってございます。ぜひ、今回補正を組まれたこの街灯組合の支援の部分についても、LED化によって電気料の負担が軽減をされるということと相まって、町として、やっぱり地域のコミュニティを残していくということなり、そういう組織の活性化を、別の意味での活性化を、経済的な活

性化を図っていくということなどを含めて、ぜひ次年度以降、この電気料金についても町で負担をして、しっかりと地元の商店街、商店業者経済というものでこ入れをしていってはどうかというふうに思うのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

今回の街路等の工事につきましては、駅前から毛越寺前までの毛越寺通りの街路灯になります。毛越寺通りの街路灯組合は3つの組織がありまして、1つの組織につきましては、令和5年度においても運営費を補助しているところであります。残りの2つの組織につきましても、会員減少、また電気料金の高騰により、運営が非常に苦しいというお話をいただいております。

ですので、組合の収支決算なども確認させていただきながら、来年度に向けて運営費をどうすべきか検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

29ページ、4款衛生費の14節工事請負費の1,800万円に関しまして、確認も含めて何点か伺いたいと思います。

まず、この保健センター改修工事費、こども家庭センターの設置に係るものだと思いますが、財源のほうはどうなっているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

財源につきましては、今回、こども家庭センターの開設が全国市町村で義務づけられておりますので、こちらにつきまして、国からの事業メニューといたしまして、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業というものがございまして、こちらの補助率が、国が10分の9、市町村10分の1というような補助内容となっております。

ただ、ここに計上しております、保健センターの改修工事費は、現在、上履きに履き替えて入る対応を行っていますが、今回は靴のまま入れる対応を行ったり、あるいはトイレの水洗化等も含めて行いますので、例えばトイレの水洗化ですと、このこども家庭センターのために行ったものかどうかというのが、まだその辺が了承を得ているものではございません。かつ、この今、申し上げた補助事業につきましても、県の予算がまだ確定しておりませんので、今回、こちらで要望額の調査が来た段階で、このような工事をしますということで報告申し上げている工事費でございますので、今後、詳細はできる限り国のほうに認めてもらうような形で要望してまいりたいというふうに考えます。

議長（高橋拓生君）

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

なかなか大がかりな改修になると思われまじけれども、改修中の町民への対応というのは、どのようにするのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

保健センターですから、高齢者の方、障がいを持たれる方も含め、通常どおり来られると思いますので、改修に当たっては十分なその辺の周知を行いながら、来庁者にとって不便を来さないような対応が必要でありますから、関係する保健センター、庁舎内の全ての職員がご案内できるように、速やかに用務先にご案内できるような体制を、まず取りたいというふうに考えております。したがって、今後行われる事業であるとか、会議室の利用とか、あるいは、さらにはコロナワクチンの対応で今、臨時的に使っている会議室等もございまして、これらの調整を図りながら進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

2 つございます。

24 ページの 1 目 17 節のカーナビ購入費があるのですけれども、6 万円。これ、今さらのように伺いたいのですけれども、ついてなかったやつにつけるといいますか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

現在、大型バスに設置してあるカーナビゲーションが故障してしまいましたので、これを更新するという内容のものでございまして、町民の方、あるいは議員の皆様も使われているバスのナビゲーションということでございます。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

了解しました。

34 ページの 3 項中学校費 1 目 18 節負担金補助金及び交付金ということで、給食食材費負担金 11 万 1,000 円というふうにありますけれども、小学校では公会計になったはずですよ。各給食担当の方たちと値上がり分とかのお話はしていらっしゃるのでしょうか。これから先で補助扱いする形になるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

小学校分の食材費に係る高騰分の質問かと思いますが、小学校分の高騰分につきましては、6月の議会におきまして、一応補正予算を出しまして、その分につきましては、公会計になっているというような状況もありますが、補正予算にて対応していくというような状況になります。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

2点伺います。

初めに、31ページの7款商工費の10節需用費で印刷製本費254万1,000円あるんですが、これの内容をお願いします。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

印刷製本費の約254万1,000円でありますけれども、中身につきましては、これからプロモーションと諸団体で利用します観光パンフレットになります。2種類ございまして、散策ガイドマップとA4判の観光パンフレットというようなことで、日本語版、あとは繁体字、タイ語というようなところで、不足分を印刷するというものでございます。

当初予算にも計上しておりましたけれども、当初予算につきましては、当時、補正額予算つけられなかったのですけれども、今回いろいろプロモーションもありまして、今後も海外で実施していくというようなところで不足しておりますので、今回印刷するものでございます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

令和4年度の決算で400万円ぐらいを使っていますが、それはもうパンフレットとか使い切ったということで、足りない分のことですね。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まだ使い切っているわけではありませんので、今後、内部でプロモーションする部分、あと町内、県外にもパンフレットを配架したいということで、いろいろ送付もしておりますので、今後の見込みというようなところで増刷をかけるものでございます。

議長（高橋拓生君）

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

分かりました。

もう一点、33ページの10款教育費の2目11節役務費の中で、学校グループウェアライセンス料8万4,000円とありますが、これはどういう取り組みでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

33ページの2目事務局費11節役務費の学校グループウェアライセンス料というようなところですけれども、こちらにつきましては、当初予算で予算は確保していたところではございますが、社会情勢の変化に伴いまして学校の教職員が使用しているパソコンのセキュリティ対策ソフトの価格が値上がりしたというようなところで、それに対する増額分の対応というようなところで、今回補正を計上しているというような状況であります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

24ページの2款1項総務管理費の6目企画費14節工事請負費として、鈴沢スタートアップオフィス整備工事費ということで470万円ほど計上になっておりますが、この中身について整備内容をお知らせください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

24ページ、6目企画費の中の14節工事請負費、鈴沢スタートアップオフィスの整備工事費475万円でございますが、こちらにつきましては、現在トイレが男女共用になっておりまして、特に女性の方がトイレのたびに外出をするという状況ですので、それを早期に改善するために、今のトイレを男性専用にし、湯沸かし場のところを女子トイレとして新たに整備をし、その分、湯沸かし場がなくなりますので、新たに移設をするという工事になります。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

これは全額、トイレの改修費なわけですね。それで、あそこの場所には、広いほうと、あともとの子どもたちの図書というか、そういった狭いほうの部屋もあったと思いますが、そちらの改修とか入ってはいないのですね。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほどトイレだけを申し上げましたが、そのほかに、各部屋に入る扉が重い引き戸になっておりましたので、それをドアにするということも含んでおりました。

今、ご質問の旧図書室等の改修につきましては、既に令和4年度において、内装だけですが、壁紙の貼り替え等は済んでおります。あとは当初予算で数人入れるように間仕切りと机と椅子ということで、備品購入費も予算化をさせていただいておりますので、そういうふうに形を造って、新しい起業家を迎える準備をするという段取りになってございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

現在は、地域おこし協力隊の方たちが使用していると思うのですが、今後は、地域おこしの方たちも、来年度も今年度と同じぐらいの人数を募集していくということになれば、それは来年度予算とか、そういうことになると思うのですけれども、その人数からいって可能なのかなというところもありますし、逆に、スタートアップなので、地域おこしだけではなくて起業する人たちのという意味も含めてだと思っておりますが、その使い方について、どういうふうにお考えか伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スペース的、人数的には、一番広い部屋で机と椅子が今8人分設置をしておりますので、来年度の地域おこし協力隊3名については可能かというふうに考えております。それから、先ほど申し上げました旧図書室の部分に、これから入られる方がいらっしゃっても、そこで対応できるというふうに考えておりますので、今、スパルタキャンプに参加している方などで起業を目指している方がいらっしゃいますので、ぜひ、そうした部屋を活用しながらお迎えをしたいなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

10款教育費です。文化遺産センターでプロジェクターの購入費が入っております。その辺についてです。どういう内容かということなのですが、プロジェクターもいろいろあって、やっぱり100万円から300万円ぐらいするものもあるのを承知しておりました。10万円とかぐらいになると、もう相当いいわけですがけれども、かなり高い機械だなど。エピカの多目的ホールや研修室にあって、研修室のものも相当画質がよくなっているのですが、ちなみに、そちらはどのぐらいの規格なのかということも含めてお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

プロジェクターの購入についてということの質問でございましたけれども、展示室の立体映像でございますが、そのプロジェクターの更新ということになります。リニューアル以降、こ

れまで使用してきましたけれども、部品の交換等に対応してきましたが、異音、あるいは映像が止まるということで、今回、経年劣化によりまして、緊急的に必要となりまして、更新するものというふうになります。あと、プロジェクターにつきましては、映像を立体映像に映すということで、調整等必要になりますので、その分も含めての金額というふうになってございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

エピカの話はしましたが、つまり平面じゃなくて、県立ガイダンスセンターのああいった形の器具ということですね。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

プロジェクターにつきましては、展示室にある立体映像が平面に見えるように映したりするような機能もついておりますので、そういった機能も含めたプロジェクターというふうになってございます。

議長（高橋拓生君）

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

36ページ、5目社会教育施設費の14節に学習交流施設の生垣工事とありますが、この内容についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

36ページの社会教育施設費の14節工事請負費45万5,000円の学習交流施設生垣工事費の内容になりますが、こちらにつきましては、場所が学習交流施設エピカの駐車場の西側、畑がある辺りなのですけれども、そちらの西側におきまして、今、フェンスとかない状況であります。そこで、オープン以来、月日がたっていますが、西側に何軒か住宅があるわけですが、そちらの住民からの要望というようなどころでございします。

特にも、エピカを利用される来館者の駐車場での話し声や車のライトのまぶしさ、日中の日光が車のフロントガラス等に反射してまぶしいというようなどころで、何とかならないのかというような要望等がございました。設計段階当初から、こちらの西側には、フェンス等の設置は特段考えてはいなかったところではございしますが、このような近隣住民からの要望等に対応するため、今回、生垣を設置するというようなどころでございします。フェンス等も検討したところではございしますが、景観に配慮して生垣を設置するというようなどころでございします。

なお、こちらの樹種につきましては、今後検討してまいるというところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

分かりました。もう一点、お伺いします。

67ページ、一番上、駐車場案内システム修繕工事費とありますけれども、どのような工事内容……

議長（高橋拓生君）

稲葉議員、まだ入っておりません。

ほかにございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

災害復旧費について確認をしておきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ページ数をお願いします。

7番（真竈光幸君）

11款、37ページと38ページにまたがっておりますが、最初に1項1目の土木施設災害復旧費について伺います。今回、210万円の計上をされておるわけですが、調査中、それから確認済みのものを含めて、今回はこの210万円を執行するということになっておるかと思うのですが、8月の末以降、各行政区長を通じて申し出のあったものについての確認は済まされているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

37ページの災害復旧費につきましては、この予算計上は6月の雨による災害であります。先ほどありました8月18日か19日にかけての大雨につきましては、調査率は100%であると考えております。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

その6月時点からの、いわゆるため池の堤体なのですが、これについて、千厩からは10月早々に調査を行いたいということで、クラックが走っているか確認しておりませんが、早急に、いわゆる草刈りを実施してもらえないかという案内をいただいておりますが、これらについて、どの辺までのため池が該当するかという情報は持ち合わせているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

農業用重点ため池についてのみ調査を行っております。年度によりまして、箇所数は変わってはきますが、23か所については、随時行っていく予定になっております。

議長（高橋拓生君）

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

心配しておるのは、2度の大雨によって、以前から大分下がっている部分のため池がありますし、それらを日々注意深く見ているわけではないのですけれども、今般の8月19日の大雨によって、より一層の傷口が広がっているところもあるのではないかと心配をしておりますが、その部分の堤体の検査、調査については、ぜひ進めていただきたい。

それから、千厩の何センターだったですかね、よくため池の管理ということで、建設水道課ではなく、直接ため池の管理組合から連絡をいただくことがあるのですけれども、以前にも同じような質問をさせていただいておりますが、どうも連絡が我々に直接いただくのと、それから建設水道課経由で来るのと、情報の発信がどうもうまく整理がついていないような感じに見受けられるのですが、業者が直接見に来られたりとかいうことは、実は建設水道課のほうに話がいていないケースも見受けられると思っておりますので、そのあたりの交通整理といいますか、情報の発信を一元化にさせていただくように、千厩の事務所のほうに確認をいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

建設水道課とすれば、県から全ての情報をいただいていると考えているところではありますが、その辺については、県ともう一度確認しながら進めさせていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

30ページですけれども、2目林業振興費の中の12節委託料の西行桜の森整備業務委託料について説明を願いたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

30ページ、2目林業振興費の12節委託料、西行桜の森整備業務委託料でございますけれども、こちら令和4年度中に県行造林が伐採されました。今後、そこに植林をしていく際に、その前に地ごしらえ処理という処理が必要になりますので、そちらの処理委託料というふうになっております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

かなりの部分が伐採されていますけれども、大幅にその辺を植林していくのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

植林につきましては、7.8ヘクタールほどの伐採地ですけれども、そこを一体的に植林をしていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第10、議案第41号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明をお願いいたします。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第41号、令和5年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の46ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、6款繰入金、2項基金繰入金1,715万6,000円の減、財政調整基金繰入金の減額でございます。

7款繰越金、1項繰越金1,740万円です。前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額24万4,000円の増額でございます。

歳出、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費24万4,000円の増、講師謝金及び消耗品等の増額でございます。

歳出合計補正額24万4,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第42号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第42号、令和5年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の52ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明いたします。

歳入、4款繰越金、1項繰越金127万3,000円、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額127万3,000円の増額でございます。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金127万3,000円、保険料の増額でございます。

歳出合計補正額127万3,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第12、議案第43号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

議案第43号、令和5年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の58ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料100万円の減、入館料の減額でございます。

3款繰越金、1項繰越金341万3,000円、前年度繰越金の増額でございます。

歳入合計補正額241万3,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費241万3,000円、燃料費、光熱水費及び清掃委託料の増額でございます。

歳出合計補正額241万3,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、猪岡須夫議員。

3番（猪岡須夫君）

入館料の収入減は、入館者数の見直しの減か、それとも1人当たり単価による減か、見直しですね。それから、もう一つは、令和3年度は清掃委託料が216万円で、令和4年の決算が215万円、これが22万円上がる。同じ業者さんですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、入館料の減でございますが、入館料の減につきましては、6月以降、このように猛暑ということが1つの原因にあるのかもしれませんが、当初計画した人数よりも入館者数が減少していると。一方で、入館料につきましては、実は、6月から8月は前年度と比べて減少はしておりません。ただ、こちらで、当初予算に計画していた人数と比べれば、人数がいずれも下回っているというふうなことで、今回、入館料を全体の遂行として減額をさせていただいています。

それから、もう一点、歳出の清掃委託料、今回の委託料につきましては、当初予定されていない、源泉の送水管の洗浄でございます。これは、毎年の保守点検でやっているものではなくて、前回やったのがたしか、4、5年前であります。源泉からくみ上げたときに、かすが送水管に詰まって、出が悪くなるというような傾向がございます。今回は、源泉を共有している相手方も清掃に至ったということ踏まえながら、時期的に大体5年から6年ぐらいのスパンでやったほうがいいのではないかとということで、緊急的にこちらの清掃をさせていただくものがございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

6 1 ページ、歳出で、燃料費、光熱水費が219万3,000円余計にかかるよと。これは来年3月までの見通しの分ですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まずは、10節需用費の中の燃料費でございます。

燃料費につきましては、今、ご質問のあったとおり、一応3月までを見通した現状での不足分を計上させていただいているところでございます。燃料費、重油でございますが、8月単価では1リットル当たり130.8円ということでしたが、9月になりまして、既に140円を超える143円近くになっているという現状を踏まえまして、現状の上半期での支出、さらには今後、143円単位、現状これ以上、上がるかどうかまだ見込めないところもありますが、約140円を超えるところを見込んでの当初予算額からの不足分を計上させていただいているという分でございます。

続いて、電気料におきましても、源泉の電気料、施設分の電気料につきましても、当初予算と、それから現状の単価を踏まえながら、不足されるだろうという予測の下で、不足分を計上させていただいている分でございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

サウナのマットを替えた分で減額した分とか、それから明かりの間引きとか、いろいろ努力しているとおっしゃった。これは歳出のプラス部分に跳ね返ってこないのですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

サウナのマットについても、答弁したとおり、今は経費節減のためにある程度工夫をしているところでございますし、それ以外の部分についても、細かいところについては工夫はしておりますが、既に工夫をした分の実績が金額的にどのようになっているかというふうなところにつきましては、これからの状況も見なければいけませんので、そういった分で、今回補正の部分に上げているものではございません。いずれ、全般的に委託料の部分につきましても、ある程度固定的な部分はございますが、状況を見ながら、改修、修繕などそういった部分も含めて、修繕、それから委託料、そういった部分につきましても、今後、精査をした上で予算に反映させていきたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

3 番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

費用対効果を何回も何回も伺ったような気がします。何かしら根本的な企画がないと、この分の4,000万円に迫る繰入れは減らないのではないですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

費用対効果につきましてのお話もございましたが、当課も、温泉の現状を踏まえながら、いろいろな施策はしておりますが、燃料費とか光熱水費というのは、こちらでも予想できかねるところもございます。一方で節減の努力しながら、一方では社会情勢的なもので値上がりするものもございますので、なかなか追いつかない部分あるかと思えます。しかしながら、その状況を見ながら、工夫できるものについては、節減できるものについては節約しながら、今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 多 数）

議 長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第13、議案第44号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書63ページをお開きください。

議案第44号、令和5年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、64ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきますけれども、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金602万6,000円、これは繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計補正額602万6,000円となります。

続きまして、65ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費352万6,000円、これは駐車場案内システム修繕工事費、駐車場施設整備基金積立金、消費税及び地方消費税の増額によるものでございます。

2款繰出金、1項繰出金250万円、これは一般会計の繰越金の増額によるものでございます。

歳出合計補正額602万6,000円となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

67ページでございます。

駐車場案内システム修繕工事費とありますが、どのような工事内容か、お伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

駐車場案内システムでございますけれども、通称、満空情報とっておりますけれども、町内に3か所ございまして、バイパスのセブンイレブンのところ、平泉前沢インターの出口のところ、今回修繕しますのは中尊寺第1駐車場の入り口のところになります。

今回の修繕内容でありますけれども、満空の表示の下にテロップ表示でいろいろお知らせができる構造になっておりますけれども、その部分が、昨年の暮れあたりから故障の兆しというか、表示が乱れたりしてございまして、6月補正でも要求して、今351万3,000円現計であります。今回追加で114万2,000円ということなのですけれども、業者に原因を調査してくれということをお願いをしておりましたところ、側の部分がさびて、それで雨水が入っているのが原因だろうというようなところで、今回、防水対策として追加をするものでございます。

内容につきましては、雨使用というようなところで、LEDパネル加工、その加工費等々を追加しての114万2,000円ということになります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第14、議案第45号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります補正予算案件1件につきまして説明をさせていただきます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第45号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和5年度平泉町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,673万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億2,049万1,000円としようとするものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によろうとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第45号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第5号)につきまして補足説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金2,201万1,000円、これは公共土木施設災害復旧事業費負担金でございます。

15款県支出金、2項県補助金325万円、これは農地等災害復旧事業負担金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金1,907万2,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

21款町債、1項町債1,240万円、これは土木施設災害復旧債1,090万円、農林施設災害復旧債150万円でございます。

歳入合計補正額5,673万3,000円でございます。

次に、5ページをお開き願います。

歳出でございます。

11款災害復旧費5,673万3,000円、1項土木施設災害復旧費4,750万3,000円、これには災害復旧工事費補助分3,300万円が含まれております。2項農林水産施設災害復旧費923万円、これには農業施設災害復旧工事費補助分500万円が含まれております。

歳出合計補正額5,673万3,000円でございます。

次に、6ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。

変更でございます。起債の目的、公共土木施設災害復旧事業につきましては、変更前の限度額210万円を変更後の限度額1,300万円に、農業用施設災害復旧事業につきましては、変更前の限度額430万円を変更後の限度額580万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後に変わりはありません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、同意第8号、日程第16、同意第9号についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります人事案件2件の説明をさせていただきます。

議案書その3の3ページをお開き願います。

同意第8号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、須藤昭義。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、須藤昭義委員が令和5年9月27日をもって任期満了となりますことから、引き続き須藤昭義氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その3の4ページをお開き願います。

同意第9号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、小野寺香世。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、本澤京子委員が令和5年11月17日をもって任期満了となりますことから、新たに小野寺香世氏を教育委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、採決いたします。

同意第8号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第17、発議第6号及び日程第18、発議第7号を一括議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第6号。

令和5年9月19日。

提出者は、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者は、阿部圭二、升沢博子、氷室裕史、大友仁子、各議員であります。

平泉町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由の説明を行います。

地方自治法第92条の2の改正を踏まえ、議員自らが実質的に経営に関与する企業の請負契約についての規制を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項中「請負契約」の次に「（地方自治法第92条の2に定める額を超えない契約を除く。）」を加えようとするものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものとするものです。

発議第7号。

令和5年9月19日。

提出者は、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者は、阿部圭二、升沢博子、氷室裕史、大友仁子、各議員であります。

平泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由の説明を行います。

地方自治法の一部改正に伴い、平泉町議会議員と平泉町との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定しようとするものです。

内容であります。条例の目的、報告の対象、報告の一覧の作成及び公表並びに報告等の保存及び閲覧等について規定するものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

発議第6号、平泉町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号、平泉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第19、発議第8号、議員による県外研修視察の実施についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

9番、佐藤孝悟議員。

9番（佐藤孝悟君）

発議第8号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者は、平泉町議会議員、佐藤孝悟。

賛成者は、高橋伸二、升沢博子、猪岡須夫、大友仁子の各議員でございます。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

議員による県外研修の実施について。

平泉の文化遺産が世界遺産に登録され、国内外から多くの観光客が訪れているところであり、訪れる人も住む人も心が安らぐ、世界遺産の町としてのまちづくりが重要課題の一つであると考えらる。

研修視察地である和歌山県田辺市は本町の姉妹都市であり、「熊野古道とその参詣道」という世界遺産、「みなべ・田辺の梅システム」という世界農業遺産を持つ。令和4年度「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の一つに選ばれ、田辺市の地域課題と経済を両立させる取り組みに、多くの市民が参画し、実践している。

よって、本町議会の活動として、議員全員による研修視察を下記により実施する。

記

1、実施期日、令和5年11月6日から8日、2泊3日。

2、研修視察地、和歌山県田辺市、大阪府堺市。

3、研修視察目的。

和歌山県田辺市。

・1000年をつなぐ田辺市熊野SDGsプロジェクト。

・SDGs未来都市計画。

①里山の保全。

②世界遺産、世界農業遺産を活用した取り組み。

③人材育成や関係人口の取り組み。

大阪府堺市等。

・世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

以上で本定例会9月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和5年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時36分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 大 友 仁 子